

平成30年（2018）4月1日からの過誤申立事由コード

様式番号		サービス種類	申立理由	
10	様式二	11:訪問介護、15:通所介護、71:夜間訪問介護、78:地域密着型通所	02	請求誤りによる実績取下げ
		12:訪問入浴、13:訪問看護、14:訪問リハ、16:通所リハ	42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
		72:認知症型介護、17:福祉貸与、31:療養管理、81:特別給付、	43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
		73:小規模多機能、76:定期巡回随時、77:複合型、78:地域密着型	44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ
	様式二の三	A1:訪問型サービス(みなし)、A2:訪問型サービス(独自)	45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ
		A3:訪問型サービス(独自/定率)、A4:訪問型サービス(独自/定額)	46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ
		A5:通所型サービス(みなし)、A6:通所型サービス(独自)	47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ
		A7:通所型サービス(独自/定率)、A8:通所型サービス(独自/定額)	99	その他の事由による実績の取下げ
		A9~AE:介護予防・日常生活支援総合事業費明細書		
		61:予防訪問介護、65:予防通所介護、74:予防認知通所		
11	様式二の二	62:予防訪問入浴、63:予防訪問介護、64:予防訪問リハ		
		66:予防通所リハ、67:予防福祉貸与、34:予防療養管理		
		81:特別給付、75:予防多機能型		
		AF:介護予防ケアマネジメント費		
		21:短期生活		
		24:予防短期生活		
		22:短期老健		
		25:予防短期老健		
		23:短期医療		
		26:予防短期医療		
2A	様式第四の三	2A:短期入所療養介護(介護医療院)		
2B	様式第四の四	2B:介護予防短期入所療養介護(介護医療院)		
30	様式第六	32:認知症型		
31	様式第六の二	37:予防認知症型		
32	様式第六の三	33:特定施設、36:地域特定施設		
33	様式第六の四	35:予防特定施設		
34	様式第六の五	38:認知症型短期		
35	様式第六の六	39:予防認知症型短期		
36	様式第六の七	27:特定施設短期、28:地域特定短期		
40	様式第七	43:居宅支援		
41	様式第七の二	46:予防支援		
50	様式第八	51:福祉施設、54:地域福祉施設		
60	様式第九	52:老健施設		
61	様式第九の二	55:介護医療院サービス		
70	様式第十	53:医療施設		

様式番号 申立理由番号

- ◆様式番号は、サービス種類に対応した様式番号を記入します
- ◆通常事業所からの申し出による、申立理由コードは“02”または“99”となります
- ◆保険者において、適正化過誤を行う場合は、申立理由コード“43”～“47”を使用して下さい
- ◆国保連合会が受託している、適正化過誤(医療突合、縦覧点検)を実施する場合には、45(医療突合)、46(縦覧点検)を使用します
- ◆過誤取下げは、明細書単位となります
- ◆介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤については、過誤申立書様式が別になります
国保連へ提出する過誤申立情報が介護予防・日常生活支援総合事業費が「識別番号:179」となります
- ◆過誤申立で給付管理票の取下げは不可
給付管理票 作成区分<取消>を居宅介護支援事業所等から提出が必要